

議案の概要と審議結果（賛成・・・○、反対・・・×）

会派略称

自無ク＝自由民主党・無所属クラブ
共 産＝日本共産党新宿区議会議員団
新宿会＝新宿区民の会
スタ新＝スタートアップ新宿

公 明＝新宿区議会公明党
民無ク＝民進党・無所属クラブ
社 民＝社民党新宿区議会議員団

○平成28年第4回定例会（11月29日～12月8日）

議 案 名			概 要	自無ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	議決結果
区長提出議案（27件）	予算（3件）	平成28年度新宿区一般会計補正予算(第5号)	補正予算額:14億3,985万8千円、補正後予算額:1,505億3,172万5千円 補正の理由:臨時福祉給付金に要する経費、都市部における低所得高齢者対策として都が実施する助成事業を活用した都市型軽費老人ホームの開設準備経費助成のために要する経費、夏目漱石記念施設整備基金積立金、障害者福祉活動基金積立金、高齢者福祉活動基金積立金、子ども未来基金積立金を計上	○	○	○	○	○	○	○	可決
		平成28年度新宿区一般会計補正予算(第6号)	補正予算額:1,762万6千円、補正後予算額:1,505億4,935万1千円 補正の理由:区議会議員の欠員等に伴う議員報酬、議員期末報酬及び公務活動費の減、給与改定等に伴う増、介護保険特別会計繰出金を計上	○	○	×	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		平成28年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第2号)	補正予算額:445万円、補正後予算額:245億4,811万3千円 補正の理由:給与改定等に伴う増を計上	○	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	可決
	条例の改正（13件）	新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	区長及び副区長の期末手当に関し、疾病等により職務を遂行することができなかった日があるときは、その日数を在職期間から除算することにより、支給額を減額調整する。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会の委員の報酬について、疾病等により職務を遂行することができなかった期間があるときにおける支給額の減額方法を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	附属機関の構成員の月額をもって定められた報酬について、疾病等により職務を遂行することができなかった期間があるときにおける支給額の減額方法を定める。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	「雇用保険法」の改正に伴い、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区特別区税条例の一部を改正する条例	「地方税法」等の改正に伴い、所要の改正を行う。	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例	廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料の額を改定する。	○	○	×	○	○	○	○	可決
		新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	神宮外苑地区地区計画の都市計画変更決定(神宮外苑地区地区整備計画の区域の追加)に伴い、当該追加された地区整備計画の区域内における建築物について、制限事項を定める。	○	○	×	○	○	×	○	可決
		新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額を改定する。	○	○	×	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	区長及び副区長の給料の月額を改定する。	○	○	×	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	常勤の監査委員の給料の月額を改定する。	○	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例	教育長の給料の月額を改定する。	○	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定する。	○	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	可決
		新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定する。	○	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	可決
	その他（9件）	公の施設の区域外設置に係る協議について	地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき渋谷区から協議のあった公の施設の区域外設置について、これを承諾する。 (1)施設の名称 特別区道第631号路線(渋谷区道) (2)設置理由 特別区道の区域変更(編入)を行うため	○	○	○	○	○	○	○	可決
		公の施設の指定管理者の指定について	あゆみの家(西落合1-30-10) …社会福祉法人新宿区障害者福祉協会	○	○	○	○	○	○	○	可決
			戸山シニア活動館(戸山2-27-2) …特定非営利活動法人ワーカーズコープ	○	○	○	○	○	○	○	可決
			早稲田南町地域交流館、早稲田南町児童館(早稲田南町50) …特定非営利活動法人ワーカーズコープ	○	○	○	○	○	○	○	可決
			百人町地域交流館、百人町児童館(百人町2-18-21) …テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社	○	○	○	○	○	○	○	可決
			元気館(戸山3-18-1) …東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体	○	○	○	○	○	○	○	可決
			区民ギャラリー、環境学習情報センター(西新宿2-11-4) …特定非営利活動法人新宿環境活動ネット	○	○	○	○	○	○	○	可決
			下落合図書館(下落合1-9-8) …株式会社図書館流通センター	○	○	○	○	○	○	○	可決
		町の区域及び名称の変更について	住居表示を実施するため町の区域及び名称を変更する。新町名「四谷本塩町」(よつやほんしおちょう)。新町名の区域「本塩町の全部」及び「坂町の一部」。	○	○	○	○	○	○	○	可決
	(2 同意件)	新宿区教育委員会委員任命の同意について	羽原清裕氏	○	○	○	○	○	○	○	同意
		新宿区教育委員会委員任命の同意について	今野雅裕氏	○	○	○	○	○	○	○	同意

議案名			概要		自無ク	公明	共産	民無ク	新宿会	社民	スタ新	議決結果
議員提出議案（7件）	条例（3件）・改正	新宿区児童育成手当条例の一部を改正する条例	児童育成手当を毎月払いとすることにより、その支給を受けている者の収入の安定を図る。		×	×	○	×	×	○	×	否決
		新宿区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	新宿区議会議員の議員報酬及び期末手当について、疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときにおける支給方法を定める。		○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	新宿区議会議員の議員報酬について、死亡し、又は議会が解散したときにおける支給方法を改める。		○	○	○	○	○	○	○	可決
	意見書（4件）	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書	東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。 1 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学区単位の避難所管理運営委員会など、自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。 2 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。 3 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。 4 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないよう福祉避難所などの環境整備や防犯体制を強化すること。		○	○	○	○	○	○	○	可決
		安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来た。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになった。他方で、急激に進行する高齢化への対策は確実に進める必要がある。また、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となった。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしである。さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められている。政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望する。 1 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地域活性化を推進することが出来るよう、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。		○	○	○	○	○	○	○	可決
		ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書	低周波音による苦情相談が年々増える中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯器と健康症状の関連性について調査が実施されその結果が報告書としてまとめられた。ここで低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラ、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が公になった。その後、経済産業省では「ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック」を作成し、日本冷凍空調工業会の協力のもと会員各社等への周知を図った。しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状があり、消費者は低周波音のリスクに曝されている状況にある。また行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられる。現在、ヒートポンプ給湯器は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。更に、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応と共にその人体への影響についても説明が求められている。国においては次の事項について適切に取り組むを進められるよう強く要望する。 1 国は低周波音による消費者被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置事業者への「ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック」の周知徹底を図ること。 2 消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。 3 低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それらを駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。		○	○	○	○	○	○	○	可決
		ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書	本年8月、東京外口銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。またその対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる「内方線付き点状ブロック」の整備も重要である。政府においては、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。 1 ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険箇所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。 2 「内方線付き点状ブロック」の整備については、全駅での整備を促進すること。 3 ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。		○	○	○	○	○	○	○	可決